

旅行取引条件説明書（国内募集型企画旅行）

本旅行取引条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 契約

- (1) この旅行は、日の丸旅行有限公司（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容は、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・出発前にお渡しする確定書面（最終確認書・旅行日程表）および本取引条件説明書に定めのない事項は、当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社がご請求ください。なお、確定書面および約款は、情報通信の技術を利用する方法で提供するそのファイルを含みます。

2. お申し込み

- (1) 当社又は当社の販売会社（以下「当社ら」といいます）にご来店してお申し込みの場合、所定の申込書の提出と旅行代金（又は申込金）のお支払いがあったときに旅行契約が成立するものとします。
＊申込金は旅行代金・取消料・違約料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。（プランにより申込書を必要とする場合がございます。）
- (2) 当社らは、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行うことになります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同じ場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選択した構成者が契約責任者とみなします。
- (3) 電話・郵便・ファクシミリ・インターネットとの他の通信手段にてご予約の場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社らがお客様へ旅行代金を請求した日の翌日から起算して3日以内に旅行代金（又は申込金）のお支払いがて旅行契約が成立するものとします。この期間内に旅行代金（又は申込金）のお支払い（及び申込書が必要なプランについては申込書の提出）がされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取扱う場合がございます。

3. お申し込み条件

- (1) 20歳未満の方でのご参加の場合は、お申し込み時に親権者の同意書が必要となります。
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、お客様の性別・年齢・資格・技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りすることができます。
- (3) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。また団体行動に支障をきたす当社らが判断する場合は同伴者の同行等を条件とする場合があります。
- (4) 当社は旅行中にお客様が疾病・障害その他の事由により医師の診断又是加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることができます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (5) お客様の都合による別途旅費は原則としてできません。
- (6) お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無についても必ず添乗員との他行程管理を行なう者にご連絡いただきます。
- (7) 他のお客様に迷惑を及ぼす又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- (8) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

1. 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「提携会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けたこと（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットとの他通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない事由、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
2. 通信契約のお申込みに際し、会員は申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申出いただきます。
3. 通信契約は当社らが契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約のお申込みを承諾する旨の通知をメール・FAX・留守番電話等で行なう場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。
4. 通信契約での「カード利用日」は会員及び当社らが企画旅行に基づく旅行代金の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申出のあった日となります。
5. 与信等の理由により会員のお申込みのクレジットカードでのお支払ができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項1の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払をいただいた場合にはこの限りではありません。
- (9) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることができます。

4. 契約書面および確定書面（旅行日程表・最終確認書）

- (1) 契約書面とは、1. パンフレット書 2. 本旅行条件説明書 3. 旅行契約締結年月日を証する書面（ただし、第3項（8）の通信契約のときはを除く。）をいい、確定書面とは出発前にお渡しする旅行日程表と最終確認書のことといいます。
- (2) 当社らは、旅行契約成立後、速やかにお客様に契約書面をお渡しします。（お申込みの時点で募集広告・パンフレット又はホームページ等に掲載して既にお渡ししている場合があります。募集広告・パンフレット又はホームページに本旅行条件説明書の記載内容が全文で記載されていない場合には、本旅行条件説明書を併せて契約書面とします。また、ホームページの場合は、プリントアウトでお渡ししたものをみなす場合があります。）
- (3) 当社が旅行契約により手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスは、本項（1）の確定書面に記載するところによります。
- (4) 当社らは、お客様に集合時刻・場所、旅行日程、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報および行程表をお渡しします。
- (5) 確定書面は、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。年末年始およびゴールデンウイーク等の特定時期に出発するコースについて
- は、旅行開始日の間際にお渡しすることがあります、原則として、旅行開始日の7日前までにはお渡しできるよう努力します。ただし、お客様の旅行のお申込みが旅行開始日の前日から起算して7日

以降になされた場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。

- (6) インターネット予約をご利用の方には、必要に応じて取引条件書・行程表等を電子メールによりPDFファイル形式で送付する場合があります。その場合には、必ずそのファイルの保存をお願いします。

5. 旅行代金

- (1) 参加されるお客様のうち、特に表示のない場合、満12歳以上の方は、おとな代金、満6歳以上12歳未満の方は子ども代金になります。こどもの方の食事内容はおとなと異なる場合がございます。満6歳未満の幼児の方は、宿泊・食事・入浴等について実費がかかる場合がございます。（バスの座席の確保が必要な場合はこども代金が必要です。）
- (2) 旅行代金は、当社らが指定する日程（特に指定がなければ、当社らがお客様に旅行代金を請求した日の翌日から起算して3日以内）までにお支払いいただきます。
- (3) お支払いいたく旅行代金は、募集広告又はパンフレットに記載した旅行代金プラス本領（7）の追加代金となります。この合計金額は第2項（4）の申込金、第8項の取消料・違約料、第14項の変更補償料の額の合算額となります。
- (4) 旅行代金には消費税等を含みます。
- (5) 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道等利用交通機関の運賃（コースによっては等級が異なります。別途明示する場合は除きエコノミークラスとなります。）
2. 旅行日程に含まれる送迎バスなどの料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所間及び都市間の移動バス料金。ただし旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合は除きます。）
3. 旅行日程に明示した観光料金（バス料金・ガイド料金・入场料）
4. 旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料
5. 旅行日程に明示した食事の料金（ただし飲食代は含まれません。）・税・サービス料
6. 添乗員又はスタッフ付コースの添乗員又はスタッフの同行費用
7. パンフレット等で旅行代金に含まれる表示したもの
- ※第5項（4）の1から7）の運賃・料金・経費をお客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。
- (6) 旅行代金に含まれないもの
- 本項（5）に記載のものはほかに、特に表示のない場合には旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
1. 超過荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
2. 飲物代・クリーニング代・電話・電報料・旅館の仲居・ホテルのルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
3. 陰嚢・健康に対する治療費
4. お客様のご希望によりお一人部屋を使用する場合の追加料金
5. 希望者のみ参加されるオプショナルツアーアの旅行代金
6. ご自宅から集合出発地までの交通費・宿泊費、及び解散地からご自宅までの交通費・宿泊費
- (7) 旅行代金
- 以下に記載するものは旅行代金に追加する代金となります。
- （あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます。）
1. 航空会社の選択
2. 航空便の選択
3. 航空機の等級の選択
4. 宿泊ホテル指定の選択
5. 部屋の等級アップ追加料金
6. 1人部屋追加代金
7. パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」等と称する食事又は一部の小旅行についている追加代金
8. 延泊による宿泊代金
9. その他パンフレット等で「○○○追加代金」と称するもの。

6. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額し又は減額することができます。

- (2) 本項（1）の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

- (3) 当社は、第8項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することができます。

※本項（3）の費用には、当該契約内容の変更のために、その提供を受けなかった旅行サービスに

対しての取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。

※本項（3）において、費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は

旅行代金の額の変更をいたしません。

- (4) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、旅行代金の額を変更することができます。

7. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額し又は減額することができます。

- (2) 本項（1）の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

- (3) 当社は、第8項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することができます。

※本項（3）の費用には、当該契約内容の変更のために、その提供を受けなかった旅行サービスに

対しての取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。

※本項（3）において、費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は

旅行代金の額の変更をいたしません。

- (4) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、旅行代金の額を変更することができます。

8. 旅行契約の解除・取消料・払い戻し

（1）旅行開始前の解除

1. お客様による解除

ア. お客様は、いつも最も定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。

イ. お客様は、旅行代金のうち旅行サービスの当該取扱いによる費用を支払わなければならぬ費用を含みます。

ウ. 当社は「本項（1）のア」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を払い戻します。また、「本項（1）のイ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

エ. お客様は「本項（2）の（2）に規定する期日までに旅行代金をお支払いいただけないときは、当該期日の翌日ににおいてお客様が募集型企画旅行契約を解除したとのことです。この場合において、お客様は当社に対し、本項に規定する取消料と同額の違約料を支払わなければなりません。

オ. 当社は「本項（1）のア」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

カ. 当社は「本項（1）のイ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

キ. 当社は「本項（2）の（2）のア」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

リ. 当社は「本項（2）の（2）のイ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

ミ. 当社は「本項（2）の（2）のカ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

エ. 当社は「本項（2）の（2）のエ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

オ. 当社は「本項（2）の（2）のオ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

カ. 当社は「本項（2）の（2）のカ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

キ. 当社は「本項（2）の（2）のキ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

リ. 当社は「本項（2）の（2）のリ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

ミ. 当社は「本項（2）の（2）のミ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

エ. 当社は「本項（2）の（2）のエ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

オ. 当社は「本項（2）の（2）のオ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

カ. 当社は「本項（2）の（2）のカ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

キ. 当社は「本項（2）の（2）のキ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

リ. 当社は「本項（2）の（2）のリ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

ミ. 当社は「本項（2）の（2）のミ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

エ. 当社は「本項（2）の（2）のエ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

オ. 当社は「本項（2）の（2）のオ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

カ. 当社は「本項（2）の（2）のカ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

キ. 当社は「本項（2）の（2）のキ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

リ. 当社は「本項（2）の（2）のリ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

ミ. 当社は「本項（2）の（2）のミ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

エ. 当社は「本項（2）の（2）のエ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

オ. 当社は「本項（2）の（2）のオ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

カ. 当社は「本項（2）の（2）のカ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

キ. 当社は「本項（2）の（2）のキ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

リ. 当社は「本項（2）の（2）のリ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

ミ. 当社は「本項（2）の（2）のミ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

エ. 当社は「本項（2）の（2）のエ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

オ. 当社は「本項（2）の（2）のオ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

カ. 当社は「本項（2）の（2）のカ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

キ. 当社は「本項（2）の（2）のキ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

リ. 当社は「本項（2）の（2）のリ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

ミ. 当社は「本項（2）の（2）のミ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

エ. 当社は「本項（2）の（2）のエ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

オ. 当社は「本項（2）の（2）のオ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

カ. 当社は「本項（2）の（2）のカ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

キ. 当社は「本項（2）の（2）のキ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

リ. 当社は「本項（2）の（2）のリ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

ミ. 当社は「本項（2）の（2）のミ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

エ. 当社は「本項（2）の（2）のエ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

オ. 当社は「本項（2）の（2）のオ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

カ. 当社は「本項（2）の（2）のカ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

キ. 当社は「本項（2）の（2）のキ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

リ. 当社は「本項（2）の（2）のリ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

ミ. 当社は「本項（2）の（2）のミ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

エ. 当社は「本項（2）の（2）のエ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

オ. 当社は「本項（2）の（2）のオ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

カ. 当社は「本項（2）の（2）のカ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

キ. 当社は「本項（2）の（2）のキ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

リ. 当社は「本項（2）の（2）のリ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

ミ. 当社は「本項（2）の（2）のミ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

エ. 当社は「本項（2）の（2）のエ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

オ. 当社は「本項（2）の（2）のオ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

カ. 当社は「本項（2）の（2）のカ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

キ. 当社は「本項（2）の（2）のキ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

リ. 当社は「本項（2）の（2）のリ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

ミ. 当社は「本項（2）の（2）のミ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

エ. 当社は「本項（2）の（2）のエ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

オ. 当社は「本項（2）の（2）のオ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

カ. 当社は「本項（2）の（2）のカ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

キ. 当社は「本項（2）の（2）のキ」により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払い戻します。

リ. 当社は「本項（2

9. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するため、当社の指示に従わなければなりません。

10. 保護措置の実施

当社は旅行中のお客様が疾病・障害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

11. 当社の責任

- (1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を行なされた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときを限ります。
- (2) お客様が天災地変・戦乱・暴動・遅延・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止や、官公署の命令・伝染病による隔離・自由行動中の事故・食中毒・盗難・運送機関の遅延・不適・スケジュール変更・経路変更その他当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を受けたときは、当社は本項（1）の責任を負いません。

12. お客様の責任

- (1) お客様の故意・過失・法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、パンフレットに記載された旅行サービスについて、記載された内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病・障害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講じることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

13. 特別補償

- (1) 当社は第11項に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体・生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、
死亡保障として1,500万円
2. 入院見舞金として入院日数（3日以上）により2万円から20万円
3. 通院見舞金として通院日数により1万円から5万円を支払います。
4. 携行品にかかる損害補償金は、お客様1名様につき1万円7千円をもって限度とします。
ただし、補償対象品の一箇又は一対については、10万円を限度とします。
(2) 当社が、第11項の責任を負うことになったときは、本項の補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
(3) 当社は、現金・有価証券・クレジットカード・クーポン券・航空券・バスポート・免許証・査証・預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機カードを含みます。）各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の医療器具に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
(4) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意・酒酔い運転・故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ビーチ・アゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、リュージュ・ボスプレー・スカイダイビング・ハンググライダ・搭乗・超軽量運動機（モーターハンググライダー・マイクロライト機等）搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は、本項（1）の補償金及び見舞金を支払いません。
(5) 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を收受して実施する企画旅行（オプショナルツアー）については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。
(6) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

14. 旅程保証

- (1) 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。ただし、次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- 1. 天災地変
 - 2. 戦乱
 - 3. 暴動
 - 4. 官公署の命令
 - 5. 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止
 - 6. 初回の運行計画によらない運送サービスの提供
 - 7. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な変更
 - 8. 第8項の規定により募集型企画旅行契約が解除された部分にかかる変更
 - 9. 募集広告又はパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合で、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができる場合
- ※サービスの提供が行われているものにかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
- (2) 本項（1）にかかわらず、当社が支払う変更補償金の額は、お客様1名様に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%乗じて得た額の限度とします。また、当社が支払う変更補償金の額がお客様1名様に対して1募集型企画旅行につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。
- (4) 変更保証金の支払いが必要となる変更

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があつた事項の変更	2.5	5.0

責任を負いません。また、当社の旅程保証の対象とはなりません。
(4) 当社は、募集広告・パンフレット・ホームページ等で「単なる情報提供」として参加可能なスポーツ等を紹介する場合があります。この場合、当社は、当該スポーツ等への参加中にお客様に発生した損害等に対しては責任を負いません。

19. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

20. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

21. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、
【1】当社ら及び当社らの提携の企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内【2】旅行參加後のござりやご感想の提供のお願い【3】アンケートのお願い【4】特典サービスの提供【5】統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化・確実性の確保のための手続内容、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、日々の旅行有限会社のホームページをご参照ください。

(3) 当社は、旅行先のお客様のお買物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

22. その他

- (1) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
(2) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用、お客様の過失による器物破損、傷害に伴い発生した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
(3) オ客さまのご便宜をかるため土産物店にご案内することができますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
(4) 集合時間には厳守してください。ご集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。このご集合時間とは、あくまで参加者にご集合いただく時間であって、実際にバス等にご案内する時間ではありません。
(5) 災害、天候、工事、事故等に伴い発生する道路渋滞により予定期間通りに運行できない場合があります。
(6) 本項（5）の場合ははじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地在滞時間の短縮による補償にも応じられません。
(7) 宿泊利用施設は、特に表示のない場合は和室又は洋室となります。また、お部屋にバス・トイレがつくる場合がございます。
(8) パンフレットおよび確定書面（最終日程表）のバス乗車下車ルートは、予告なく変更する場合がございます。
(9) 本旅行条件書内でのパンフレットとは、ホームページも含めます。
(10) パンフレット、ホームページ等に使用した風景写真は、イメージとして使用したものもありますので、お客様が旅行される時季に必ずしもご覧になれる風景とは限りません。また、料理写真・客室写真等は一例であり、実際とは異なる場合があります。

- (11) バス車内は禁煙させていただいております。当社には応じられません。
(12) バスとは、大型・中型・小型・小型バスのことです。当社の都合により予告なく、バスのタイプ変更、及び、座席の変更をすることがあります。
(13) お客様の荷物、お土産等については、お客様の責任において管理をお願いします。当社は責任を負いません。
(14) 法令により、高速道路上のシートベルト着用が義務付けられておりますのでご協力ください。また、バスガイドも着席案内となりますので、ご理解をお願い致します。